

株券上場審査基準の取扱い

1 第2条（上場審査）関係

- (1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社をいう。以下同じ。）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社をいう。以下同じ。）のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は所有している他の会社（新規上場申請者が外国会社である場合には、当該他の会社に相当する会社）をいうものとする。
- (2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みのあるとき。

ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれる

など当該状況の改善が認められるとき。

ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該グループが近い将来に相応の利益を計上することが合理的に見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復若しくは改善が認められるとき。

- (b) 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。
- (c) 新規上場申請者の企業グループの仕入れ、生産、販売その他の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定的かつ継続的に遂行することができる状況にあること。この場合において、資本下位会社等に係る状況の検討については、新規上場申請者の企業グループに及ぼす影響の重要性を考慮して行うものとする（以下この(2)において同じ。）。
- (d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

- (a) 新規上場申請者の企業グループが、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本的関係会社その他の特定の者に対し、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。以下この(2)において同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと。
- (b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役

員としての公正，忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において，取締役，執行役（協同組織金融機関の理事長，副理事長及び理事を含む。以下同じ。）又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員（協同組織金融機関の監事を含む。以下同じ。）に就任しているときは，有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。），その他の関係会社（同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。）又はその親会社をいう。以下同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には，当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合すること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性，親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ，事実上，当該親会社等の一事業部門と認められる状況ないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループと親会社等が，通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の不利益となる取引行為を親会社等又は新規上場申請者の企業グループが強制し，又は誘引していないこと。

二 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないこと。

c 第3号関係

- (a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。
- イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。
- ロ 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。
- (b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。
- イ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織（社内諸規則を含む。以下同じ。）が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。
- ロ 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。
- (c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。
- (d) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理

基準を採用し，かつ，必要な会計組織が，適切に整備，運用されている状況にあると認められること。

(e) 新規上場申請者の企業グループにおいて，その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が，適切に整備，運用され，また，最近において重大な法令違反を犯しておらず，今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが，会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し，当該会社情報を適時，適切に開示することができる状況にあること。また，内部者取引の未然防止に向けた体制が，適切に整備，運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており，かつ，次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。この場合において，優先出資証券の上場を申請するときは，普通出資の総口数が増加した場合に優先出資の希薄化が生じるおそれがある旨及び当該希薄化への対応方針についても分かりやすく記載されていること。

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績，役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等，投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(1) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。)の有効期間その

他の期限が法令，契約等により定められている場合には，
当該期限

- (ハ) 許認可等の取消し，解約その他の事由が法令，契約等により定められている場合には，当該事由
- (ニ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について，その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨
- (丙) 新規上場申請者の企業グループが，その特別利害関係者，人的関係会社若しくは資本的関係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により，新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。
- (丁) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には，当該親会社等の開示が有効であるものとして，次のイ又はロに適合すること。
- イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には，新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし，その影響が同等であると認められるときは，いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券，優先出資証券又は外国株預託証券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券，優先出資証券若しくは外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており，かつ，当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

□ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(e) (a)から前(d)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

e 第5号関係

- (a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。
- (b) 新規上場申請者が買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。）を導入している場合には、同条各号に掲げる事項を遵守していること。
- (c) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること。
- (d) その他公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、前(2)b(c)及びd(d)に掲げる基準及びそれぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び当該上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引

所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 第1号関係

- (a) 新規上場申請者の連結財務諸表（新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、個別財務諸表又は結合財務諸表）上の損益及び収支が悪化していないこと。この場合において、当該損益又は収支が悪化しているときであっても、新規上場申請者の企業グループの経営活動の健全な継続を損なう状況でないと認められるときは、当該損益及び収支が悪化していないものとして取り扱うものとする。
- (b) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の遂行に重大な支障を来す状況が見られないこと。
- (c) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

新規上場申請者及びその主要な子会社が、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者に対し、取引等を通じて不当に利益を供与する状況が見られないこと。

c 第3号関係

- (a) 新規上場申請者の企業グループの経営管理に重大な支障を来す状況が見られないこと。
- (b) 新規上場申請者の企業グループが採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

d 第4号関係

- (a) 新規上場申請者の企業グループの経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の適切な管理及び適時、適切な開示の実施に重大な支障を来す状況が見られること及び内部者取引の未然

防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ 本国等の法制度、新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る前(2)d(b)ロに掲げる事項

(c) 新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者との間の取引等により、当該新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めている状況が見られないこと。

(d) (a)から前(c)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主（外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、上場申請に係る外国株預託証券等の所有者を含む。）の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第11条各号に掲げる事項を遵守していること。

(c) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(4) (2)及び前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の

人的分割により設立される会社であって，当該分割前に上場申請が行われた場合には，第1項各号又は第2項に掲げる事項の審査は，新規上場申請書類及び質問等に基づき，分割により承継する事業及び分割の計画等について，(2)及び前(3)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

2 第4条（上場審査基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 第1号に規定する浮動株式数及び株主数については，次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第1号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは，次に掲げる株式をいう。

イ 投資信託又は年金信託に組み入れられている株式その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者（法第28条第4項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者をいう。）若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式

ロ 信託業務を営む銀行，金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のために所有する株式

ハ 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち，信用取引に係る株式

ニ 国家公務員等共済組合，地方公務員等共済組合，私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合が所有する株式

- ホ 全国共済農業協同組合連合会又は都道府県の共済農業協同組合連合会が所有する株式
- ヘ 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。以下同じ。）の名義の株式
- ト 保険会社が所有する株式（保険会社が株式の発行者と関係を有する場合には、当該保険会社が所有する株式のうち年金に関する保険契約に係る財産の運用に係る株式以外の株式を除く。）
- チ 従業員持株会（会員の持分の処分に制約のあるものを除く。）が所有する株式
- リ 50単位未満の株式を所有する者（株式の発行者が新規上場申請者又は市場第一部銘柄の指定の対象となる株式の発行者である場合は、当該株式の発行者と関係を有する者を除く。）が所有する当該株式
- ヌ その他明らかに固定的所有でないと認められる株式
- （注）1 トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。
- （イ）株式の発行者の有価証券報告書の有価証券明細表中の投資有価証券に当該保険会社の発行する株式が計上されている場合
- （ロ）株式の発行者が当該保険会社からの長期借入金（財務諸表等規則第52条第1項第2号に規定する長期借入金をいう。）を貸借対照表に計上している場合（当該長期借入金の額の当該発行者の負債及び資本の額に占める比率等を勘案して本所が適当と認める場合を除く。）
- （ハ）株式の発行者の取締役、執行役、監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）が当該保険会社の取締役、執行役、監査役又は会計参与（会

計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)を兼任している場合

(二) 株式の発行者と当該保険会社との間に保険契約が結ばれている場合

(注)2 リに定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には、当該株式の発行者と株式の相互保有関係、取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注)1の(イ)から(ハ)までに規定する場合に準ずる場合の50単位未満の株式を所有する者を含むものとする。

- (b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなして浮動株式数及び株主数を算出する。この場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして浮動株式数及び株主数を算定する。
- (c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなして上場株式数を算定する。
- (d) 株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合には、当該預託証券を所有する者(1単位以上の株式に係る権利を表示する預託証券を所有する者に限る。)の数は、株主数に加算することができるものとする。
- (e) 浮動株式数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当

該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

- (f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。
- b 新規上場申請者が、前 a の(e)又は(f)の規定により浮動株式数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合には、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき浮動株式数及び株主数を算定するものとする。
- (a) 公募又は売出しを行う場合
- イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者又は外国証券業者(以下「金融商品取引業者等」という。)である本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない

場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この取扱いにおいて同じ。）。

□ 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

ハ 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

二 前ハに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者（以下「立会外分売取扱い参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

□ 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「数量制限付分売予定書」を検討し、当該予定書の内容を不適当と認めて、

その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び立会外分売取扱引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ハ 立会外分売取扱引参加者は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日以内に、本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

(c) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者等（本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を主たる金融商品取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」という。）が本所以外の金融商品取引所であるときは、当該金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者

等が引き受け又は取り扱う株主等の状況について，(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c 新規上場申請者が，自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は，a 及び前 b の規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は，次の新規上場申請者の区分に従い，当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって，当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下この c において同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下この c において「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき，次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ 株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数が当該買付株式数を超える場合

当該買付株式数を，株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数を当該区分の株主数の欄に記載された人数で除して得た数で，除して得た人数（端数は切り上げる。）

ロ イ以外の場合

次の(イ)及び(ロ)を合算した人数

- (イ) 株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数に、当該単位の区分を超える区分の所有株式数の欄に記載された株式数を小さい単位の区分から順次合算し、その株式数が当該買付株式数を超えることとなる区分の前区分までの株主数の欄に記載された人数を合算した人数
- (ロ) 当該買付株式数から株主のある最も小さい単位の区分より前(イ)に規定する前区分までの所有株式数の欄に記載された株式数を順次合算した株式数を減じて得た株式数を、前(イ)に規定する当該買付株式数を超えることとなる区分の所有株式数の欄に記載された株式数を当該区分の株主数の欄に記載された人数で除して得た数で、除して得た人数（端数は切り上げる。）

(b) (a)以外の新規上場申請者

自己株式取得決議に係る売主（当該買付けに対し、その所有するすべての株券の売付けを行わないことが明らかな売主を除く。）の人数

- d 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果について、b の(a)ハ、(b)ハ又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定め

るところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 浮動株式数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した浮動株式数を最近の基準日等における浮動株式数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

e 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、a から前 d までの規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株式の分布状況について審査を行うものとする。

f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び浮動株式数については、前 e の規定を準用する。

(2) 浮動株時価総額

第 2 号に規定する浮動株時価総額とは、次の a 又は b に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該 a 又は b に定める価格に、前(1)に従い算定する浮動株式数を乗じて得た額をいう。

a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格

(b) 前(a)以外の場合

本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格

b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額）

(3) 上場時価総額

第3号に規定する上場時価総額とは、前(2)に掲げる新規上場申請者の区分に従い前(2)に定める価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいう。

(4) 事業継続年数

a 第4号に規定する「継続的に事業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申請日における主要な事業に関する活動が、継続的になされている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な事業に関する活動について審査対象とするものとする。

b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場

合若しくは持株会社である場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、合併主体会社若しくは当該持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

- c 第4号において、新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（新規上場申請者の主要な事業が当該他の会社から承継されるものである場合に限る。）である場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。
- d 新規上場申請者（b及び前cに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）がb及び前cに規定する行為を重ねて行っている場合については、b及び前cの規定の趣旨に照らして本所が適当を認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

（5）純資産の額

- a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

- b 前 a の場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負でないことを要するものとする。
- c a 及び前 b の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- d 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。
- d の 2 新規上場申請者又はその子会社が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。
- (a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。） 合併主体会社

- (b) 株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。） 株式交換主体会社
- e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。
- f 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。
- g 新規上場申請者（dから前fまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてdから前fまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、dから前fまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査の対象とするものとする。

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。(以下「最近」の起算については、この2(6)において同じ。)
- b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等(比較情報(財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

- d 第6号において、利益の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。
- e 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、b及びcの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。
- f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。4(5)bにおける「合併」の取扱いにおいて同じ。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。
- fの2 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成

すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額(bに規定する利益の額に相当する額をいう。)又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近1年間のうちその持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)dの2

の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲渡される事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

- i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間について、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。
- j 新規上場申請者（gから前iまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてgから前iまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、gから前iまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査の対象とするものとする。
- k 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次の(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合におい

ては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

(a) 当該事業年度又は連結会計年度において適用される会計方針を用いた財務諸表又は連結財務諸表

(b) 前(a)に掲げる書類に準ずるものとして、本所が適当と認める書類

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（本所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

bの2 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、7号に規定する「売上高」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

- c 前(6)d, e及びhの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「第6号」とあるのは「第7号」と、「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。
- d 前(6)fからgまで、i及びjの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「第6号」とあるのは「第7号」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「利益の額」とあるのは「売上高」とそれぞれ読み替えるものとする。
- e 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次の(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、第7号に規定する売上高を算定することができるものとする。この場合においては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。
- (a) 当該事業年度又は連結会計年度において適用される会計方針を用いた財務諸表又は連結財務諸表
- (b) 前(a)に掲げる書類に準ずるものとして、本所が適当と認める書類

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、第24条の4の7及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等から法第172条の2第1項（同条第4項において

準用される場合を含む。) 又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る課徴金納付命令を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合, 又はこれらの訂正届出書, 訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって, その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

- b 前aに該当することとなるおそれがあると認められる場合には, 上場審査を延期するものとする。
- c 第8号bに規定する「本所が適当と認める場合」には, 次の(a)又は(b)に定める場合を含むものとする。
 - (a) 監査報告書において, 公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって, 当該記載の理由が天災地変等, 新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。
 - (b) 監査報告書において, 公認会計士等の「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって, 当該記載の理由が継続企業の前提に関する事由によるものであるとき。
- d 第8号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは, 監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。), 中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において, 継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として, 公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において, 比較情報についての事項のみを理由として, 公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。
- e 第8号において, 新規上場申請者が持株会社であって, 持株会社になった後, 上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以

上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f 第8号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者（外国会社を除く。）又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以降に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(9) 株式事務代行機関の設置

- a 第9号に規定する「株式事務代行機関」とは、会社法第123条に規定する株主名簿管理人（優先出資証券に係る事務にあっては、優先出資法に規定する優先出資名簿管理人）であって、名義書換事務のほかに株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。
- b 第9号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。
 - (a) 信託銀行
 - (b) 株式会社アイ・アールジャパン、東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社

(10) 単元株式数

第10号に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第8号に規定する書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡について制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合又は法第103条の2第1項若しくは法第106条の14第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

- a 放送法（昭和25年法律第132号）
- b 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）
- c 航空法（昭和27年法律第231号）

3 第4条（上場審査基準）第2項関係

- (1) 第4条第2項に規定する「アジア太平洋地域」とは、本邦を除く東アジア、東南アジア及びオセアニア地域をいうものとする。

(2) 浮動株式数

a 第1号に規定する「1,000株単位銘柄」、「500株単位銘柄」、「100株単位銘柄」、「50株単位銘柄」、「10株単位銘柄」及び「1株単位銘柄」とは、原則として当該上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の金融商品取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均（外国の金融商品取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して本所がその都度定める価格）が、次の(a)から(f)までに定める価格の銘柄をいうものとする。

- (a) 500円未満 1,000株単位銘柄
- (b) 500円以上1,000円未満 500株単位銘柄
- (c) 1,000円以上5,000円未満 100株単位銘柄
- (d) 5,000円以上1万円未満 50株単位銘柄
- (e) 1万円以上5万円未満 10株単位銘柄
- (f) 5万円以上 1株単位銘柄

b 前aの規定にかかわらず、本国における会社制度等から、前aによることが適当でないと本所が認めた場合は、本所がその都度定める売買単位の銘柄とする。

(3) 株主数

a 第2号に規定する上場申請に係る株券の「流通の状況が円滑である」かどうかの認定については、次の(a)、(b)又は(c)に掲げる事項を勘案して行う。

- (a) 上場申請に係る株券の外国の金融商品取引所等における売買単位以上の株式を所有する株主数及び当該株主により所有される株式数
- (b) 上場申請に係る株券の外国の金融商品取引所等における売買

の成立の状況

- (c) 上場申請に係る株券の上場申請後上場することとなる日までの期間の外国における公募又は売出しの内容
- b 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う上場申請に係る株券の公募又は売出しの取扱いについては、2(1)bの(a)及び(c)の規定（外国証券業者に係る部分を除く。）を準用する。
- c 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び浮動株式数については、2(1)eの規定を準用する。

(4) 純資産の額

- a 第3号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、自己株式がある場合であって、本所が適当と認めたときは、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額若しくは結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額から当該自己株式の取得価額を減じた後の額をいうものとする。
- b 前aの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

- c 第3号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社になった場合で、本所が適當と認めるときは、本所が適當と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。
- cの2 2(5)dの2の規定は、第3号の場合に準用する。d 2(5)eの規定は、第3号において準用する。この場合において、2(5)e中「第5号」とあるのは「第3号」と読み替えるものとする。
- e 2(5)gの規定は、第3号の場合に準用する。この場合において、2(5)g中「dから前fまで」とあるのは「c」と読み替えるものとする。

(5) 利益の額

- a 第4号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数株主持分を控除した額）をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される利益の額をいうものとする。
- b 第4号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間において合併を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の利益の額（前aに規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の連結若しくは結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。
- c 第4号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国

持株会社になった場合で、本所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

- d 第4号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)dの2及びeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する譲渡される事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。
- dの2 前2(6)fの2の規定は、第4号の場合に準用する。この場合において「第6号」とあるのは「第4号」と、「bに規定する」とあるのは「aに規定する」とそれぞれ読み替える。
- e 第4号に規定する「年平均利益の額」については、最近2年間の各々の利益の額（aから前dまでに定める「利益の額」をいう。）の合計額を2で除して算定するものとする。
- f 前(4)bの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において「前aの場合において」とあるのは「aから前eの場合において」と読み替える。
- g 2(6)d, e及びjの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において、2(6)d及びe中「第6号」とあるのは「第4号」、2(6)j中「gから前iまで」とあるのは「c及びd」と読み替えるものとする。

(6) 株式の譲渡制限

第6号に規定する「これに準ずる場合」とは、本国の政府からの

要請など特別の事情により、何人に対してもその所有できる株式の数を一律に制限する方法により株式の譲渡に関して制限を行う場合をいうものとする。

4 第4条（上場審査基準）第3項関係

- (1) 第3項に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは、第1号に該当する場合は、上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前、第3号に該当する場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日（株式交換及び株式移転によらない場合にあっては、本所が定める日）から起算して6か月を経過する日以前、第5号に該当する場合は、会社の分割の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。
- (1)の2 第3項に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者の本国における法制度、実務慣行等の整備及び運営の状況等に照らして、当該新規上場申請者の外国株券又は外国株預託証券等の円滑な流通及び決済が確保される見込みがある場合をいうものとする。
- (2) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、新規上場申請者が次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該区分に定める事項に適合することをいうものとする。

- a 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、浮動株式数（役員、第3項各号に定める会社が自己株式を所有している場合の当該会社、上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式（2(1)a(a)に規定する株式をいう。以下同じ。）を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この(2)において同じ。）が1,000単位以上となる見込みのこと。

- b 上場後最初に終了する事業年度の末日までに，浮動株式数が上場株式数の5%以上となる見込みのあること。
- c 上場後最初に終了する事業年度の末日までに，株主数が150人以上となる見込みのあること。
- d 上場後最初に終了する事業年度の末日までに，浮動株時価総額が2億5千万円以上となる見込みのあること。

- (3) 第3号に規定する「これに準ずる状態となる場合」とは，他の会社が，上場会社の多数の株主を相手方として，当該他の会社の株券をもって対価とする公開買付け又は上場会社株券の現物出資による第三者割当増資を行うことにより，当該上場会社の親会社となる場合をいうものとする。
- (4) 第5号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については，当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において，有価証券上場規程に関する取扱要領4(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には，部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。）における売上高及び経常利益金額が，当該上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は，当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う

5 第5条（上場市場の変更審査）関係

- (1) 1から前4までの規定(2(9)から(11)まで及び3(6)を除く。)は，

第5条の場合に準用する。

(2) JASDAQからの上場市場の変更審査にあっては、上場市場変更申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、第5条において準用する第2条第1項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いの施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の2(4)c(2(6)dにおいて準用する場合を含む。)及び2(5)jの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成4年12月28日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前に上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定(改正後の2(2)c及び2(5)hを除く。次項において同じ。)は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株

式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年1月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(1)eの(a)の規定は、この取扱いの施行の日以後に株券の上場を申請する新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3(4)b中「3年間」とあるのは、当分の間、「5年間」とする。

付 則

この取扱いは、平成9年6月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及

び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成10年1月1日から施行する。ただし、改正後の2(11)の規定は、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律(平成9年法律第100号)の施行の日から施行する。
- 2 平成8年4月1日前に開始した連結会計年度に係る連結損益計算書についての改正後の2(5)bの規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第3号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令(平成10年大蔵省令第8号)による改正前の連結財務諸表規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額及び為替換算調整勘定に計上される金額」とする。

付 則

この取扱いは、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の5(4)の規定は、同年4月1日から、改正後の6(3)の規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成9年法律第121号)の施行の日から施行する。

(注)「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成9年法律第121号)の施行の日」は平成10年3月11日

付 則

- 1 この取扱いは、平成11年2月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に開始した連結会計年度の連結貸借対照表についての改正後の2(4)aの規定の適用については、同規定中「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第42条により掲記される資本金、資本準備金及び連結剰余金」とあるのは「「連結財務諸表の用語、

様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第42条により掲記される資本金、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金」とする。

- 3 平成10年4月1日前に開始した連結会計年度の連結損益計算書(平成10年1月1日改正付 則第2項の規定の適用を受ける連結損益計算書を除く。)についての改正後の2(5)bの規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第2号により記載される金額」とあるのは「同規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額」とする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の4(2)の規定の適用については、株券上場廃止基準昭和58年11月1日改正付 則第2項及び第3項、平成4年2月1日改正付 則第2項並びに平成10年12月1日改正付 則第2項の規定を準用する。

付 則

この取扱いは、平成12年11月30日から施行する。ただし、改正後の2(2)の規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年5月1日から施行する。
- 2 改正後の2(5)a及びbの規定は、同日以後に上場申請が行われた場合の上場審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成13年9月4日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。ただし、この取扱い施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。
- 2 改正後の2(1)b並びに同(2)a及びcの規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）付 則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この取扱いは、平成14年3月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成16年2月26日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成16年8月2日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては，改正後の1(2)c又は(3)cの規定に適合しないときは，それぞれ改正前の1(2)c又は(3)cの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては，当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして，改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の2(3)a(a)に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が含まれる株券に関する当該規定の適用については，当該期間に日本証券業協会が公表した日々の最終価格（午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。）を当該期間における国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格とみなす。

付 則

この取扱いは，平成17年2月1日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱いは，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成17年12月30日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，本所が指定する外国株券に関するこの取扱いの適用については，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成18年4月1日から施行し，施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成18年5月1日から施行する。

2 この取扱い施行の日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結貸借対照表又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額については，改正後の2(5)a中「連結貸借対照表の純資産の部の合計額に，同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から，当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額」とあるのは「連結貸借対照表の資本の部の合計額に，同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額」と，同b中「貸借対照表の純資産の部の合計額に，同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から，当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額」とあるのは「貸借対照表の資本の部の合計額に，同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額」とする。

付 則

この取扱いは，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年12月1日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の2(8)a及びdの規定は，この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し，施行日より前に開始する事業年度に係るものについては，なお従前の例による。

3 改正後の2(9)の2の規定は，施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱いは，平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成20年12月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年6月12日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，改正後の1(2)d(d)の規定はこの取扱い施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この取扱いは，平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正後の2(5)及び(6)の規定は，この取扱い施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず，新規上場申請者が，連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）付 則第2条の規定により連結財務諸表を同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は，株券上場審査基準第2条第1項第5号に規定する純資産の額については，改正前の2(5)aの規定を，同基準第2条第1項第6号に規定する利益の額については，改正前の2(6)bの規定を適用する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年10月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年5月28日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の2(6)eの規定は，この取扱い施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。